昭和三十九年度予算 総額九千二百万円 と決まる

去る三月十二日招集された定例町議会に昭和三十九年度一般会計、特別会計予算等が上程され夫々活発な質疑が行われ慎重な審議の結果次のように原案どおり可決されました。この予算は既に執行に移っておりますが国の経済成長に伴って人件費、物件費の値上り等がこの町にも影響し事業面に圧迫がありましたが、限られた財源の下にあって、産業の振興、道路の新設改良、保健衛生施設の整備拡充等を重点施策として折り込んであります。

昭和三十九年度予算

一般会計　九一九三七千円

国保特別会計　三二六三九千円

と場特別会計　一三九六五千円

有線放送特別会計　三七九四千円

道路補修作業がスピードアップされます

昨年度から道路の維持補修を常時徹底的に行なうことを目的として、専門道路補修員二名を採用して主要町道の補修を行なって参りました処、非常に好評でありました。

本年度からは更に補修作業の能率を増向すべく、横芝町松尾町と相語り、三町土木機械共同設置協議会を設立し、モーターグレーダーを購入して運営することになりました。この機械の導入に依り光町の補修作業は機械力と補修員によって更に一層スピードアップされるわけであります。

◎◎◎

モーターグレーダー

(2.5m) ブレード

(重なる用途)
◇路面鋤取作業
◇斜面鋤取作業
◇溝堀作業◇撹土作業
◇現場混合◇除雪作業

HA−46S型モータグレーダー　385万円。

昭和39年度光町一般会計予算款項別表

〔単位千円〕

歳入

款	項	予算額
1.町税	1.町民税	4,898
	2.固定資産税	13,594
	3.軽自動車税	1,847
	4.市町村たばこ消費税	4,800
	5.電気ガス税	1,610
	6.木材引取税	1
	計	26,750
2.地方交付税	1.地方交付税	40,000
3.分担及負担金	1.負担金	2,074
4.使用料及手数料	1.使用料	1,576
	2.手数料	1,750
	計	3,326
5.国庫支出金	1.国庫負担金	4,503
	2.国庫補助金	687
	3.国庫委託金	541
	計	5,731
6.県支出金	1.県負担金	1,392
	2.県補助金	1,016
	3.県委託金	607
	計	3,015
7.財産収入	1.財産運用収入	146
	2.財産売払収入	2,440
	計	2,586
8.寄附金	1.寄附金	1,248
9.繰入金	1.特別会計繰入金	6,000
10.繰越金	1.繰越金	500
11.諸収入	1.延滞金加算金及過料	81
	2.町預金利子	200
	3.雑入	426
	計	707
歳入合計		91,937

歳出

款	項	予算額
1.議会費	1.議会費	3,200
2.総務費	1.総務管理費	17,368
	2.徴税費	4,939
	3.戸籍住民登録費	90
	4.選挙費	291
	5.統計費	1,064
	6.監査委員費	95
	計	23,847
3.民生費	1.社会福祉費	1,118
	2.児童福祉費	6,732
	3.生活保護費	10
	4.国民年金	1,640
	計	9,500
4.衛生費	1.保健衛生費	8,200
	2.清掃費	1,010
	計	9,210
5.労働費	1.失業対策費	40
6.農林水産業費	1.農業費	9,513
	2.林業費	12
	3.水産業費	150
	計	9,675
7.商工費	1.商工費	539
	2.観光費	2,030
	計	2,569
8.土木費	1.土木管理費	1,442
	2.道路橋梁費	7,724
	3.河川費	102
	4.住宅費	197
	計	9,465
9.消防費	1.消防費	4,507
10.教育費	1.教育総務費	4,860
	2.小学校費	3,427
	3.中学校費	4,316
	4.社会教育費	1,347
	5.保健体育費	50
	計	14,000
11.災害復旧費	1.土木施設災害復旧費	100
12.公債費	1.公債費	5,215
13.諸支出金	1.普通財産取得費	100
14.予備費	1.予備費	509
歳出合計		91,937

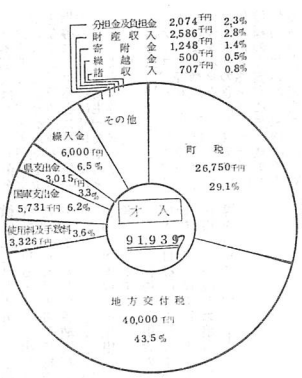

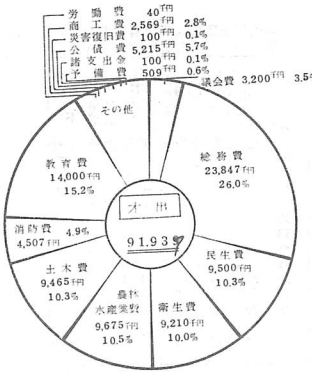

国民年金の実績

国民皆保険の立場からして吾々国民は何時かの公的年金制度に加入しなければなりませんが昭和三十四年度に農業漁業商業などを行っている方々を対象に社会的な所得保障政策に基いて国民年金法が発足してから五年目に入りました。施行された当時は初めての試みであったため年金趣旨の普及に相当困難な事情が伏在したがその後被保険者間に理解と協力が深まり次いで保険料収納団体の結成により適用率も保険料の納付状況も一段と好成績を挙げつつあります。(別表参照)

次に国民年金種類別実績については

(1) 無拠出制の福祉年金(保険料を払はないで年金が支給される)

昭和三十四年十一月一日より実施され老令、障害、母子等各福祉年金の交付がはじまり特に老令福祉年金の受給権者は年々増加しつつあります。実績は昭和三十八年度に六八三人を対象に年額七六八万円の年金が支給されている状況であります。

(2) 拠出制国民年金(定められた保険料を納付する)

昭和三十六年四月一日から実施され保険料の納付が始められたが現在の被保険者総数は任意加入を併せて三、八三一人に達し年間の保険料納付額は四九七七万円で収納率は九四、二%となっています。

今後の計画目標としては

1 収納団体未設置部落の解消により保険料納付成績は一〇〇%完納を目標とする。

2 転出入による移動の届出、他年金に加入した場合の届出、未加入者の適用申請等の諸手続きは実態に即して処理の強化を図る。

3 保険料の申請免除の手続きと老令福祉年金の所得状況届は六月末日迄に一切の手続きを済ませる。

何かの都合でそのままになっている方は至急届出ること。手続きを怠ったままにしておくと失効となり、これからの保険料の免除も、老令年金も貰えなくなります。

充分注意が肝要であります。

保険料を納めないとすべての恩恵も受けられず年金を受ける資格もなくなります。

将来の幸福を得るため国民年金の保険料は必ず納期に納めましょう。

光町国民年金事業実績概要

第一拠出年金関係

(1) 被保険者適用状況

種別 年度別	強性被保険者	高令任意加入	若年任意加入	合計
36年	3,609人	121人	72人	3,800人
37	3,536	121	91	3,748
38	3,586	121	124	3.831

(2) 保険料免除状況

種別 年度別	強性被保険者	免除法内免除	免除申請免除	内訳 免除計	免除率
36年	3,607人	76人	325人	401人	11.1%
37	3,536	85	318	403	11 4
38	3,586	98	361	459	12 8

(3) 保険料検認状況

種別 年度別	被保険者数	対象月数	検認月数	納付金額	検認率
36年	3,800人	40,232月	35,050月	4552560円	91.1%
37	3,748	39,772	36,600	4868960	92.1
38	3,831	40,003	37,640	4970600	94.2

第二福祉年金関係

(1) 受給権者数と受給年金額

種別 年度別	受給権者内訳 老令	障害	母子	併給	合計	概算受給金額
34年	422人	10人	34人	一人	466人	2425000円
35	458	12	41	一	511	6410000
36	487	16	37	一	540	6486000
37	572	19	37	77	705	7330000
38	597	20	34	32	683	7683000

行政相談所の開設は毎月一日です

すでに回覧文書、有線放送等でお知らせしたとおり、今度光町に行政相談員が配置されることになり、篠本一区の青柳要三郎さんが千葉行政監察局より委嘱されました。

行政相談とは皆さん方が、役所の仕事でお困りのことを相談することで、その問題を解決するため関係機関にあっせんいたします。

既に六月十六日に第一回の相談所が役場会議室において開設されましたが今後は毎月一日午前十時より午後三時まで定期的に役場会議室に開設することになりましたので、どんな事でも結構ですので御相談にお出下さい。

社会を明るくする運動に寄せて

法律といいますと何か私たちは縁の遠いことのように考えられがちですが、法律と云わずにお互いが守り合って行こうとする約束ごとともいいますと大変なじみ深く感じられるものです。

何々法とむずかしい名前についていますが、みな約束ごとなのです。そして根本には「人に迷惑をかけない」ためもが相手の立場をよく理解し合って、生活が楽しくできるように心がけるということがのぞまれているわけです。

したがって他人の利益をそこねたり、幸福を傷つけるようなことをしてはならないと云うことです。

みんながゆずったり、助けあったり、親切にし合ったりする気持をもって生活しますと世の中は本当に明るい住みよい社会となるわけです。

不幸にしてこのような考え方が足りない人、あるいは考えていてもなかなか実行にうつせない人、これがいわゆる新聞やテレビなどに出て来る犯罪者といわれる人々です。

このような犯罪をした人が出ますと、本人が不幸になるばかりか、その人の住む町や村全体が暗い感じにつつまれて楽しい生活が出来ません。

ですからこのような人を出さないように私達は日常の生活の中で心がけていかなければなりません。それにはまず家庭の生活から明るくすること、暑さのため疲れた体で急に海に入ることは事故のもとです。海に入る前には必らず準備運動をしましょう。

二、酒に酔っている人、普段病弱の方は特に危険が多いので海に絶対入らないこと。

三、溺れそうになっている人を発見したときは、近くにいる人に呼びかけると共に速かに監視員に連絡すること。

四、過信は事故のもとです。水泳に自信のある人でも海は潮流や海底の変化があるので遠方には泳いで行かないこと。

五、海岸線に自動車、オートバイ等を乗り入れスピードを楽しむが如き行為は固く禁止します。

みんなで楽しく海水浴が出来るよう次のことをみんなで守りましょう

にして、更にお隣りや近所そして町や村の環境をよくするようにみんなが力を合わせて、明るい住みよい町ずくり、村ずくりに手をとり合って行かなければなりません。

もし近くに犯罪があったとしても、その人には何かわけがあったことでしょう。

そしてだれも相手にしてくれないとなりますと淋しさにたえかねたり、また職業や住む家のないため、あるいは食べるために二度と罪を重ねるようになります。

そこでこのような不幸な人たちが早く立直るように、また立派に社会に役立つ人となるように犯罪をした事情をよくきいてやり、立直るために力をかしてやることが必要なわけです。

そして二度と犯罪をしない立派な社会人として世の中のためにつくす人となるように助けてやらなければなりません。このような趣旨で七月一日から三十一日まで全国一斉に"社会を明るくする運動"が行われているわけです。

犯罪のない明るい社会の建設のために、それぞれの立場で力を出し合ってこの運動の効果を一層高めるよう、協力をいたしましょう。